

富山地域 合併協議会だより



公用車両に貼付された
マグネット板(大沢野町)



城址大通りに設置された
懸垂幕(富山市)

庁舎内に設置された
カウントダウンボード(婦中町)
平成16年12月20日撮影



目次

合併後の住所表示	2・3 ページ
住所表示変更に伴う 諸手続き	4～9 ページ
新市の行政組織	10・11ページ
ケーブルテレビ広報 事務局通信	12ページ

新市誕生へ PR活動を充実

「県知事による合併の決定」を受け、各市町村では、懸垂幕の掲出や「カウントダウンボード」の設置などを通じた『新市誕生PR』を行っています。当合併協議会でも、各市町村との連携を図りながら、新市へスムーズに移行できるよう情報提供に努めていきます。

平成17年4月1日 新「富山市」誕生

平成16年12月県議会定例会において、富山地域7市町村の合併に関する議案が可決され、平成16年12月16日に富山県知事より7市町村長に対し合併決定書が交付されました。

また、平成17年1月には、総務大臣による官報告示も行われる予定であり、平成17年4月1日、新「富山市」が誕生することになります。

今回は、合併に伴う住所表示の変更や住所表示の変更に伴って必要となる諸手続きを中心にお知らせします。

合併後の町名・字名

合併後の町・字名は、次のとおり変更となります。

富山市 → 表示は**変わりません**。

大沢野町 → 「上新川郡大沢野町」が「富山市」に変更。その後続く町名（大字）は、**変わりません**。

例) 「上新川郡大沢野町 高内」 → 「富山市 高内」

大山町 → 「上新川郡大山町」が「富山市」に変更。その後続く町名（大字）は、**変わりません**。

例) 「上新川郡大山町 上滝」 → 「富山市 上滝」

八尾町 → 「婦負郡八尾町」が「富山市」に変更。その後続く町名（大字）は、**現行町名の前に「八尾町」**がつきます。

例) 「婦負郡八尾町 福島」 → 「富山市 八尾町福島」

婦中町 → 「婦負郡婦中町」が「富山市」に変更。その後続く町名（大字）は、**現行町名の前に「婦中町」**がつきます。

例) 「婦負郡婦中町 速星」 → 「富山市 婦中町速星」

現在までの取組みと今後のスケジュール

合併協定調印式

10月9日



調印後、7市町村長が固い握手を交わし、未来に向けての限りない発展を誓い合いました。



「合併申請書」の提出

11月16日



合併申請書の提出を受け、県知事は早急に総務大臣との協議に入る旨を7市町村長に伝えました。



山田村 → 「婦負郡山田村」が「富山市」に変更。その後続く町名（大字）は、**現行町名の前に「山田」**がつきます。

例) 「婦負郡山田村 湯」 → 「富山市 山田湯」

細入村 → 「婦負郡細入村」が「富山市」に変更。その後続く町名（大字）は、**変わりません**。

例) 「婦負郡細入村 楡原」 → 「富山市 楡原」

その他の変更

同一の町名（大字）については、次のとおり変更されます。

区 域	現在の町名	新市の町名
大 沢 野 町	上新川郡大沢野町 猪谷	富山市 東猪谷
	上新川郡大沢野町 押上	富山市 笹津
	上新川郡大沢野町 野田	富山市 南野田
大 山 町	上新川郡大山町 上野	富山市 大山上野
	上新川郡大山町 大場	富山市 南大場
	上新川郡大山町 布目	富山市 大山布目
	上新川郡大山町 松木	富山市 大山松木
	上新川郡大山町 北新町	富山市 大山北新町
細 入 村	婦負郡細入村 笹津	富山市 西笹津

合併決定書の交付

12月16日

富山県議会において、富山市、大沢野町、大山町、八尾町、婦中町、山田村、細入村の合併（廃置分合）が付議され、12月16日に同議案が議決されました。同日、富山県知事が富山地域の合併を決定し、7市町村長に「合併決定書」を交付しました。



総務大臣の告示

17年1月

県知事からの「富山地域7市町村の合併に関する届出」に基づき、総務大臣が、届出の日から20日以内にその旨の官報告示を行います。

今後は、新市をエリアとしているケーブルテレビ局3社で、合併番組を放送するなど、合併に向けて一層のPR活動や情報提供に努めていきます。

新「富山市」誕生

17年4月1日

合併後50日以内に新「富山市」の市長と市議会議員の選挙が行われます。

住所表示の変更に伴う手続き

合併によって現在の富山市を除く6町村の区域では住所表示が変わることになります。

住所表示が変わっても、官公署等では、一般的には住所の変更等の手続きは必要ありませんが、必要なものもあることから、その要否について、主なものをお知らせします。

手続きに必要な「住所変更証明書」は、新「富山市」発足後、無料で、市役所市民課、各総合行政センターで発行します。なお、個人用の「住所変更証明書」は、最寄りの地区センターでも発行します。（一部の地区センターでは取り扱いできない場合がありますので、担当課へお問い合わせください。）

（国関係）

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
不動産（土地・建物）の登記簿の所在		不要	必要ありません。 ※法務局で順次修正します。	富山地方法務局 ☎076-441-0550
不動産（土地・建物）等に所有者・抵当権者等として登記されている住所や本店所在地	土地・建物の登記簿に旧市町村の住所や本店所在地で登記されている方	不要	必要ありません。 ※新市名に変更を希望される方は、新市で発行する「住所変更証明書」を添付して、登記名義人の住所変更手続きをお願いします。その際には認印が必要です。	富山地方法務局 富山南出張所 ☎076-429-2820
会社等の登記簿に登記されている本店・主たる事務所や役員住所、会社や法人の印鑑証明	旧市町村に本店・主たる事務所がある会社や法人及びその代表者	不要	必要ありません。 ※法務局で順次修正します。 ※早急に新市名に変更を希望される方は法務局に備え付けの用紙に記載して申し出てください。 ※会社や法人の印鑑カードはそのまま利用できます。	
公正証書の住所	公正証書を受けている方	不要	必要ありません。 ※合併前に作成された公正証書に基づき、合併後に権利義務を実行する際には、新住所の住民票等が必要となる場合があります。	富山公証人合同役場 ☎076-442-2700
国民年金受給者の住所、厚生年金保険受給者の住所	年金を受給されている方	不要	必要ありません。	富山社会保険事務所 ☎076-441-3936
国民年金被保険者の住所、厚生年金保険被保険者の住所	左記の保険に加入されている方	不要	必要ありません。	
政府管掌健康保険被保険者証、健康保険高齢受給者証	左記の被保険者証、受給者証をお持ちの方	要	市町村名が変更となる所在地の事業主の方は従業員の方から現在の被保険者証（受給者証）を回収し、社会保険事務所（または、事務局事務所）の指定する日に交換してください。 従業員の方は、新しい被保険者証（受給者証）の「住所欄」にご自身で新しい住所を記入してください。	富山社会保険事務所 ☎076-441-3936
労働安全衛生法による免許証、健康管理手帳	左記の免許証、手帳をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山労働局 安全衛生課 ☎076-432-2731
労災保険受給者の住所	左記の保険を受給されている方	不要	必要ありません。	富山労働局 労災補償課 ☎076-432-2739
雇用保険適用事業所の所在地	左記保険の適用事業所	不要	必要ありません。	富山公共職業安定所 ☎076-431-8609
雇用保険失業給付の受給に係る住所	左記給付の受給資格者・離職票保持者	不要	必要ありません。	
家畜個体識別に係る農家マスタ	左記に該当する農家（牛の飼養者）	不要	必要ありません。	富山農政事務所 ☎076-421-6123
普通自動車・二輪（126cc以上）・軽自動車の自動車検査証	左記の自動車等の使用者・所有者	不要	必要ありません。 ※抹消登録をする場合は、住所の変更登録を行ったうえで手続きをしてください。 ※新市名に変更を希望される方は、新市で発行する「住所変更証明書」を添付して変更登録の手続きをお願いします。	富山運輸支局 ☎076-423-6618 軽自動車検査協会 ☎076-423-8472
道路占用許可書(国道)、河川占用許可書(国所管分)	左記の許可書をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続きをしてください。	富山河川国道事務所 ☎076-424-1701・ 1705

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
係属中の民事事件の当事者等の住所	左記民事事件の当事者及び利害関係人等の関係者	要	住所が変更になった旨を記載した書面(任意様式)を、当該民事事件を管轄する裁判所に提出してください。	当該民事事件を管轄する裁判所
恩給受給者の住所	恩給を受給されている方	不要	必要ありません。	総務省人事・恩給局 恩給相談室 ☎03-5273-1400
特許・実用新案・意匠・商標登録	左記の登録(出願)をされている方	要	登録済の方は「表示変更登録申請書」を特許庁出願支援課に提出してください。 出願中の方は「住所変更届」を提出してください。	(社)発明協会 富山県支部 ☎0766-27-1150 富山県知的所有権センター ☎0766-29-1252
郵便貯金通帳・証書、キャッシュカード(郵便局関係)	左記の通帳等をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※通帳及び証書の住所の訂正を希望される方は、合併後、最寄りの郵便局に通帳及び証書を持参ください。	最寄りの郵便局
簡易保険証書	左記の証書をお持ちの方	不要	必要ありません。	
郵便番号		不要	郵便番号の変更はありません。	

(県関係)

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
旅券(パスポート)	旅券(パスポート)をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※最終ページの「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。ただし、他のページに書き込みをすると旅券(パスポート)が無効となりますのでご注意ください。	富山県旅券センター ☎076-445-4581
自動車運転免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※更新時に手続きをしてください。なお、更新前に変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	富山県運転教育センター ☎076-441-2211(代) 県下17警察署交通課、交番
狩猟免状	左記の免状をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山県 自然保護課 ☎076-444-3397
戦傷病者手帳	戦傷病者手帳保持者	要	県庁に来庁の際に住所変更の手続きを行ってください。	富山県 厚生企画課 ☎076-444-3197
危険動物の飼育又は保管許可等	左記の許可等を受けている方	不要	必要ありません。	富山県 食品生活衛生課 ☎076-444-3230
薬局・卸売一般販売業・薬種商販売業・配置薬販売業許可証	左記の許可証等をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※次回の許可更新時に、申請書の備考欄に「住居表示に関する法律等による変更」を付記してください。	富山県 くすり政策課 ☎076-444-3234・ 3236・3237
配置従事者身分証明書、配置従事届	左記の許可証等をお持ちの方	不要	必要ありません。	
医薬品等の製造業(輸入販売業)許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※次回の許可更新時に、申請書の備考欄に「住居表示に関する法律等による変更」を付記し、「住所変更証明書」を添付して、業許可更新申請を行ってください。	
図書等の自動販売機の設置等の届出	左記の届出をされている方	要	「変更届」を提出してください。	富山県 児童青年家庭課 ☎076-444-3136
利用カード販売業の届出	左記の届出をされている方	要		
計量証明事業の登録	左記の登録をされている方	不要	必要ありません。 ※新住所の登録証を郵送します。	富山県計量検定所 ☎076-422-0551
中小企業融資制度資金	左記資金の借入をされている方	不要	必要ありません。	富山県 経営支援課 ☎076-444-3248・ 3249



項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
農薬販売業の届出、肥料販売業の届出、動物用医薬品（又は医療用具）製造業許可証、動物用医薬品輸入販売業許可証	左記の届出をされている方、許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続きをしてください。	富山県 食料政策課 ☎076-444-3283・8816
飼料・飼料添加物製造業者・輸入業者・販売業者届	左記の届出をされている方	要	変更後1ヶ月以内に「届出事項変更届」を提出してください。 なお、「届出事項変更届」の様式は、あらかじめ該当する方にお送りします。	富山県 食料政策課 ☎076-444-8816
動物用医薬品販売許可証（一般・特例・薬種商）	左記の許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。	東部家畜保健衛生所 ☎076-479-1106
農地転用許可書	左記の許可書をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山県 経営課 ☎076-444-3269
水産動物の採捕許可、漁船登録票、遊漁船業者の登録	左記の許可を受けている方、登録をされている方	不要	必要ありません。 ※住所表示の変更以外の事由で変更するときなどに併せて手続きをしてください。	富山県 水産漁港課 ☎076-444-3292・3293
漁業権免許	漁業権免許を受けている方	不要	必要ありません。	
林地開発許可証、保安林の指定の解除申請	左記の許可証をお持ちの方、申請をされている方	不要	必要ありません。	富山県 森林政策課 ☎076-444-3384
保安林内立木伐採許可決定通知書、保安林内作業許可決定通知書、地すべり防止区域内行為許可書	左記の通知書等をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山農地林務事務所 ☎076-441-2551
建設業許可通知書、道路占用許可書（県道・県管理国道）、河川占用許可書（県所管分）、富山県建設工事等入札参加資格審査申請書	左記の通知書・許可書をお持ちの方、申請をされている方	不要	必要ありません。	富山土木センター ☎076-441-2551
港湾区域・港湾隣接地域内における占用等行為の許可	左記の許可を受けている方	不要	必要ありません。	富山港事務所 ☎076-437-7131
公園施設の設置・管理許可、都市公園の占用許可、都市公園の行為許可	左記の許可を受けている方	不要	必要ありません。	富山県 都市計画課 ☎076-444-3348 富山土木センター ☎076-441-2551 富山港事務所 ☎076-437-7131
二級・木造建築士の免許証、宅地建物取引業の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山県 建築住宅課 ☎076-444-3357・3355
不動産鑑定士(補)の登録	左記の登録をされている方	要	「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して提出してください。	富山県 建築住宅課 ☎076-444-3355
不動産鑑定業者の登録	左記の登録をされている方	要	「変更登録申請書」に「住所変更証明書」を添付して提出してください。	
富山県収入証紙売りさばき所の住所	左記の売りさばき人	要	変更する20日前までに「住所の変更届」を提出してください。	富山県 出納課 ☎076-444-3416
富山県物品等入札参加資格申請書	左記の申請をされている方	不要	必要ありません。	富山県 会計課 ☎076-444-3423
自動車運転代行業の認定証	左記の認定証をお持ちの方	不要	必要ありません。	主たる営業所の所在地を管轄する警察署の交通課
自動車の保管場所証明書、保管場所標章番号通知書	左記の証明書等をお持ちの方	不要	必要ありません。	保管場所を管轄する警察署の交通課

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
古物営業法による許可証、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による許可証、銃砲刀剣類所持等取締法による許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※なお、変更を希望される方は、右記の窓口で手続きをしてください。	銃砲刀剣類は住所を管轄する警察署、その他は営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課
特定非営利活動法人の役員の住所	特定非営利活動法人	要	役員の住所の変更について、「役員の変更等届出書」を提出してください。	富山県 男女参画・ボランティア課 ☎076-444-9012
中小企業等協同組合等の定款	中小企業等協同組合等	要	地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	富山県 商業流通課 ☎076-444-3251 富山県中小企業団体中央会 ☎076-444-3251
農業協同組合の定款	農業協同組合	要	地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。 なお、事務所の所在地のみの変更の場合、申請書に代えて届出書となる場合があります。	富山県 経営課 ☎076-444-3274
森林組合・生産森林組合の定款	森林組合、生産森林組合	要	地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	富山農地林務事務所 ☎076-444-4475
各種法人等の定款・寄附行為・規則	各種法人	要	定款、寄附行為、規則の変更認可等の手続きは必要ありません。 ただし、変更があった旨を届け出てください。(様式は各所管課等へお尋ねください。)	各種法人等の所管課等

(市町村関係)

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
住民票、戸籍		不要	必要ありません。	市役所 市民課
印鑑登録証	左記の登録証をお持ちの方	不要	必要ありません。	各町村役場 住民基本台帳・戸籍担当課
外国人登録証明書	左記の登録をされている方	要	外国人登録証明書に新住所を記載しますので、新市発足後、市役所市民課又は各総合行政センターへお越しください。	市役所 市民課 各町村役場 住民基本台帳・戸籍担当課
住民基本台帳カード	左記のカードをお持ちの方(顔写真入りカード)	要	住民基本台帳カードに新住所を記載しますので、新市発足後、市役所市民課又は総合行政センターへお越しください。	
国民年金手帳、国民年金証書	左記の被保険者及び年金を受給されている方	不要	必要ありません。	市役所 保険年金課 各町村役場 国民健康保険・年金担当課
国民健康保険の被保険者証(退職被保険者証を含む)、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証	左記の被保険者証等をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した各証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	
老人保健法医療受給者証	左記の受給者証をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した受給者証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	市役所 長寿福祉課 各町村役場 老人医療担当課
乳幼児・妊産婦・ひとり親家庭等医療費受給資格証	左記の受給資格証をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した受給資格証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	市役所 こども福祉課 各町村役場 児童福祉担当課
乳児一般健康診査受診票、児童手当、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書	左記の証書等をお持ちの方	不要	必要ありません。	



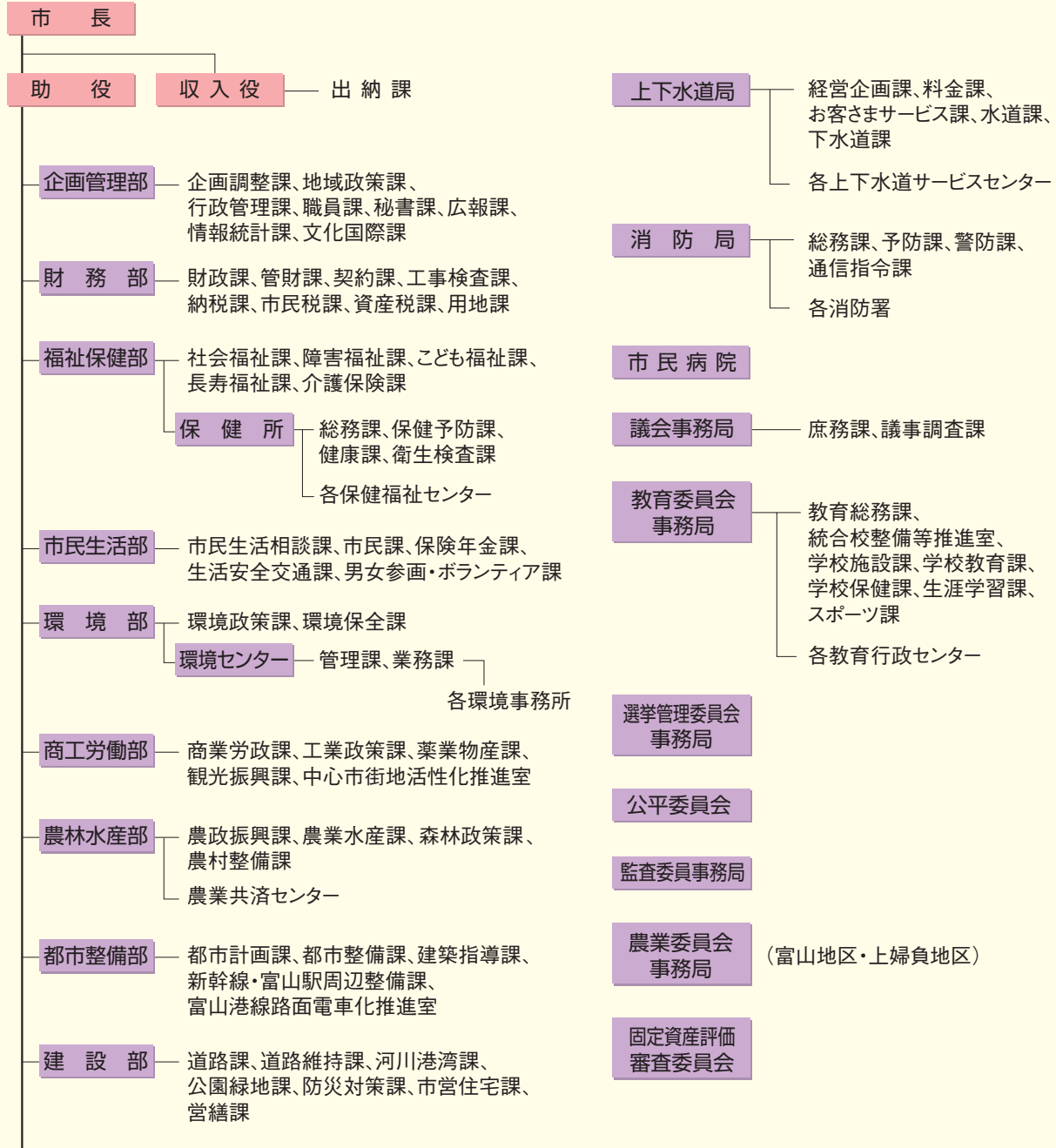
項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
身体障害者手帳、療育手帳	左記の手帳をお持ちの方又は手帳をお持ちの方の保護者	不要	必要ありません。 ※ただし、富山市以外の方で、住所表示の変更を希望される方は、平成17年4月1日以降に、各窓口へ手帳持参のうえ、変更の手続きをしてください。	市役所 障害福祉課 各町村役場 障害福祉担当課
重度心身障害者医療費受給資格証、支援費制度各種受給者証、特別障害者手当・障害児福祉手当、福祉手当認定通知書	左記の資格者証等をお持ちの方	不要	必要ありません。 ※重度心身障害者医療費受給資格証は、6町村にお住まいの方には、新しい住所を記載した資格証を、平成17年3月下旬にお送りする予定です。	
支援費制度による指定事業者申請	左記の申請をされている事業者	不要	必要ありません。	
介護保険の被保険者証、標準負担額減額認定証、特定標準負担額減額認定証、利用者負担額減額・免除等認定証、訪問介護利用者負担額減額認定証、社会福祉法人等利用者負担減免確認証	左記の被保険者証等をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 介護保険課 各町村役場 介護保険担当課 上婦負介護保険事務組合 ☎076-466-6265
介護サービス提供事業者の指定・許可	左記の指定、許可を受けている事業所	不要	必要ありません。	
生活保護法指定医療機関・指定介護機関・指定施術機関の指定	左記の指定を受けている医療機関等	不要	必要ありません。	市役所 社会福祉課
医師・歯科医師・臨床検査技師・歯科技工士・保健師・助産師・看護師・薬剤師等の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山市保健所 総務課 中部厚生センター ☎076-472-1234 中部厚生センター八尾支所 ☎076-454-3171
医薬品販売業許可証（一般販売業、特例販売業）・毒物劇物販売業登録（一般販売業・特定品目販売業・農業用品目販売業）	左記の許可証をお持ちの方、登録をされている方	不要	必要ありません。	
医療法人の定款又は寄附行為	医療法人	不要	必要ありません。	
医療機関開設許可	許可を受けて医療機関を開設されている方	要	開設者又は管理者の住所変更届を提出してください。	富山市保健所 総務課 中部厚生センター ☎076-472-1234
精神障害者保健福祉手帳	左記の手帳をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山市保健所 保健予防課 各町村役場 障害福祉担当課
育成医療券、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証、未熟児養育医療券、小児慢性特定疾患医療受給者証、被爆者健康手帳	左記の医療券等をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山市保健所 保健予防課 中部厚生センター ☎076-472-1234 中部厚生センター八尾支所 ☎076-454-3171
栄養士・管理栄養士の免許証	左記の免許証をお持ちの方	不要	必要ありません。	
食品衛生管理者設置届、食品衛生責任者設置届、食品衛生法による営業許可指令書、調理師・製菓衛生師・クリーニング師の免許証、興行場、旅館、公衆浴場、理容、美容、クリーニングの各業の許可等	左記の免許・許可等を受けている方、届出をされている方	不要	必要ありません。	富山市保健所 衛生検査課 中部厚生センター ☎076-472-1234 中部厚生センター八尾支所 ☎076-454-3171

項目	該当者	手続きの要否	手続方法等	問い合わせ先
犬の登録、狂犬病予防注射事務	犬を飼われている方	不要	必要ありません。	富山市保健所 衛生検査課 各町村役場 生活環境担当課
浄化槽清掃業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。	
母子健康手帳、妊婦一般健康診査・妊婦歯科健康診査受診票	左記の手帳等をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山市保健所 健康課 各町村役場 保健センター
原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	左記の標識及び証明書をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 市民税課 各町村役場 税務担当課
法人市民税に係る法人等の所在地の届出、市・県民税に係る特別徴収義務者の所在地の届出	左記の届出をされている法人等及び特別徴収義務者	不要	必要ありません。	
市税等の証明書	左記の証明書をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 納税課 各町村役場 税務担当課
入札参加資格審査申請書	左記の申請をされている方	不要	必要ありません。	市役所 契約課 各町村役場 契約担当課
一般廃棄物処理業許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 環境政策課 各町村役場 生活環境担当課
墓地・納骨堂等の経営許可証、墓地使用許可証	左記の許可証をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 環境保全課 各町村役場 生活環境担当課
商工会の定款	商工会	要	地区、事務所の所在地の変更について、総(代)会の議決を経て、「定款変更認可申請書」を提出してください。	市役所 商業労政課 各町村役場 商工担当課
鳥獣飼養登録票	左記の登録票をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 農林水産課 各町村役場 林政担当課
屋外広告物許可（届出）証票、屋外広告業届出済証	左記の証票等をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 都市計画課 各町村役場 都市計画担当課 富山県 都市計画課 ☎076-444-3345
道路占用許可書（市町村道）	左記の許可書をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 道路維持課 各町村役場 道路河川担当課
河川占用許可書（市町村所管分）	左記の許可書をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 河川港湾課 各町村役場 道路河川担当課
都市公園施設の設置・管理許可、都市公園の占用許可、都市公園の行為許可（市町村所管分）	左記の許可書をお持ちの方	不要	必要ありません。	市役所 公園緑地課 各町村役場 都市公園担当課
水道使用者の住所、下水道使用者の住所、下水道事業受益者の住所	左記の使用者、受益者の方	不要	必要ありません。	上下水道局 お客さまサービス課 各町村役場 上下水道担当課
指定給水装置工事事業者証、下水道排水設備指定工事事業者証	左記の指定を受けている事業者	不要	必要ありません。	
市民病院診察券	左記の診察券をお持ちの方	不要	必要ありません。	富山市民病院 医事課

※市町村関係の問い合わせ先は、平成17年3月31日までのものです。市役所、町村役場等の電話番号は、10・11ページを参照してください。

新「富山市」の行政組織

本 庁



所在地

富山市役所	〒930-8510	富山市新桜町7番38号	TEL076-431-6111(代)
富山市保健所	〒939-8588	富山市蛸川459番地1	TEL076-428-1155(代)
富山市環境センター	〒939-8178	富山市栗山637番地	TEL076-429-5017
富山市上下水道局	〒930-0859	富山市牛島本町2丁目1番20号	TEL076-432-8580
富山市消防局	〒939-8075	富山市今泉191番地1	TEL076-493-4141(代)
富山市民病院	〒939-8511	富山市今泉北部町2番地1	TEL076-422-1112(代)

新「富山市」では、本庁のほか、地域住民に身近な行政拠点として総合行政センターを現在の6町村役場に設置するとともに、各地域の実情に応じて地区センターを配置し、窓口サービスの向上や地域住民ニーズの把握と地域の活性化に努めます。

総合行政センター等

大沢野・大山・八尾・婦中の4総合行政センター

総務振興課

<主な事務内容>

地域審議会、新市建設計画の推進・調整、センター内の予算・決算の取りまとめ、センター所管の入札及び契約事務等

税務課

市民税等の申告書受付、徴収、滞納整理、税証明の発行、固定資産の調査・評価等

地域福祉課

生活保護相談、民生委員との連絡調整、乳幼児医療費助成、保育所入所等の申請受付、老人医療、障害者・高齢者福祉の申請受付、要介護認定等申請受付等

市民生活課

住民票、戸籍、印鑑登録・証明、国民年金・国民健康保険の届出・申請受理、市民相談、交通安全、防犯、女性・青年団体活動支援等

農林商工課

農業団体育成、農業・畜産等の振興、生産調整、土地改良、農道整備、林業振興、商工業振興、観光団体支援、観光イベント実施・補助等

建設課

開発行為・建築確認の相談・申請受付等、屋外広告物許可・指導、公園整備、道路・河川整備及び維持管理、除雪、道路・河川占用許可等

山田・細入の2総合行政センター

総務振興課

<主な事務内容>

地域審議会、新市建設計画の推進・調整、地域の消防団との連絡、センター内の予算・決算の取りまとめ、センター所管の入札及び契約事務、市民税等の申告書受付、徴収、滞納整理、税証明の発行、固定資産の調査・評価等

市民福祉課

住民票、戸籍、印鑑登録・証明、国民年金・国民健康保険の届出・申請受理、市民相談、交通安全、防犯、女性・青年団体活動支援、生活保護相談、民生委員との連絡調整、乳幼児医療費助成、保育所入所等の申請受付、老人医療、障害者・高齢者福祉の申請受付、要介護認定等申請受付等

産業建設課

農業団体育成、農業・畜産等の振興、生産調整、土地改良、農道整備、林業振興、商工業振興、観光団体支援、観光イベント実施・補助、開発行為・建築確認の相談・申請受付等、屋外広告物許可・指導、公園整備、道路・河川整備及び維持管理、除雪、道路・河川占用許可等

地区センター

上記のほか、住民の皆さんの利便性の向上を図るため、各地域の実情に応じて地区センターを設置します。地区センターでは、戸籍・住民票等諸証明の発行、福祉関係の申請受付などを行います。

大沢野・大山・八尾・婦中の4保健福祉センター

各種健康診査及び健康相談の実施、訪問指導、栄養相談及び指導、福祉に関する相談等

大沢野・大山・八尾・婦中の4環境事務所

一般廃棄物の収集・運搬、ごみ減量推進等

大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入の6上下水道サービスセンター

料金収納、滞納整理、給水停止、使用開始・廃止届の受付、取水・浄水施設及び給排水施設の維持管理、処理場等の維持管理、排水設備の計画確認・工事検査等

大沢野・大山・八尾・婦中・山田・細入の6教育行政センター

奨学金・就学援助申請の受付、学校管理運営、学校施設小規模修繕、生涯学習の普及、文化団体助成、体育施設の管理運営、スポーツ団体育成等

大沢野・大山・八尾・婦中の4消防署

災害の警戒防御・人命救助、救急業務、地域の消防団との連絡、危険物仮貯蔵届出・検査、火災原因・損害調査、消防対象物立入検査等

所在地

大沢野総合行政センター	〒939-2293	富山市高内333番地（現大沢野町役場）	TEL076-468-1111（代）
大山総合行政センター	〒930-1392	富山市上滝525番地（現大山町役場）	TEL076-483-1211（代）
八尾総合行政センター	〒939-2398	富山市八尾町福島151番地（現八尾町役場）	TEL076-454-3111（代）
婦中総合行政センター	〒939-2798	富山市婦中町速星754番地（現婦中町役場）	TEL076-465-2111（代）
山田総合行政センター	〒930-2198	富山市山田湯780番地（現山田村役場）	TEL076-457-2111（代）
細入総合行政センター	〒939-2192	富山市榆原1088番地（現細入村役場）	TEL076-485-2111（代）

新「富山市」のケーブルテレビ広報

テレビ広報で新市を紹介

富山地域合併協議会では、平成17年4月1日の新「富山市」誕生を広く周知するとともに、まちづくりが今後どのように進められていくのか、住民の皆さんの暮らしに深くかかわる「サービス」や「負担」がどうなるのか等を中心に、平成16年12月25日からケーブルテレビ各局のコミュニティチャンネルで広報番組を放映しています。

番組は、『新しい富山市の将来像「環境と創造のゆめ舞台」』と題して、1回当たり30分、3回シリーズで構成しており、放映を終了した第1回では、市町村の歴史や魅力を市町村長のインタビューを交えながら紹介するとともに、新市の将来イメージについて市町村建設画策定委員会委員長を務めていただいた宮口^{としみち}侗^と早稲田大学教授に語っていただきました。

今後、第2回では、新「富山市」のまちづくり、第3回では「どうなる？ 住民の生活」をテーマに番組制作を進めておりますので、皆さん、ぜひ、ご覧ください。

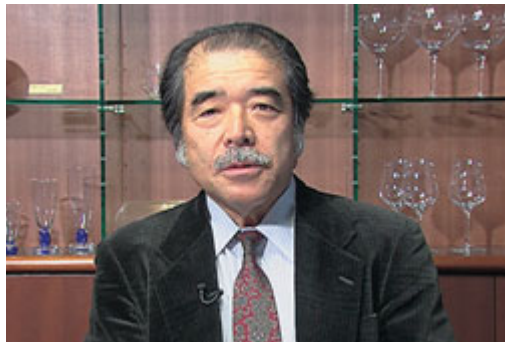


これまでの取り組みを振り返る森会長

* 詳しい放映日時については、新聞のケーブルテレビ番組欄等をご確認ください。



豊かな自然と高次都市機能は、新市の大きな魅力です



専門的な立場から新市のイメージを語る宮口委員長

●今後の放映予定●

ケーブルテレビ富山（富山、大沢野、大山、細入エリア）、ケーブルテレビ八尾（八尾エリア）、上婦負ケーブルテレビ（婦中エリア）、ケーブルテレビやまだ（山田エリア）各局の放映予定は次のとおりです。

第2回：平成17年1月中旬から

第3回：平成17年1月下旬から



協議会だよりは、今回から横書き左綴じになりました。
新「富山市」が発行する広報紙も左綴じになる予定です。この号から綴じておくと便利です。
協議会や策定委員会の会議内容は、協議会ホームページで紹介しています。
会議資料等を希望される方は、事務局までお気軽にお問い合わせください。

合併に関するご意見・ご質問があれば、事務局までご連絡ください。

富山地域合併協議会事務局

〒930-0858 富山市牛島町5番7号

TEL076-431-3422 FAX076-431-3423

ホームページアドレス <http://ww2.ctt.ne.jp/tgpi-01/>

Eメールアドレス tgpi-13@pe.ctt.ne.jp

再生紙と大豆油インキを使用し、環境にやさしい「水なし印刷」を採用しています。

